

令和2年9月1日

長与町議会
議長 山口 憲一郎

研修報告書

長与町議会議員研修要綱第7条の2の規定により、次のとおり公表します。

1. 研修名（主催者） 市町村議会議員研修[3日間コース]
「地方議員のための政策法務～政策実現のための条例提案に向けて～」
(全国市町村国際文化研修所)
2. 研 修 日 時 令和2年8月19日～21日（3日間）
3. 研 修 場 所 全国市町村国際文化研修所（滋賀県大津市）
4. 研 修 目 的 議員の資質向上及び議会の活性化に資するため
5. 研 修 参 加 者 八木 亮三 議員
6. 所 見
研修内容：講演「地方議会と政策法務」（講師・井川博氏）、
「法制執務の基本」（講師・穴戸邦久氏）
演習「条例立案演習」「発表・意見交換・講評」

これまで長与町議会では発委による町議会議員政治倫理条例や議会基本条例の制定はあるものの、議員提案による条例の制定の例はないということを知っていたこともあり、議員もその必要性がある場合には積極的に条例案の作成・提案をしていくべきという思いと、条例案の作成・提案がそれほど難しいものなのか知りたいという気持ちがあり今回の研修を希望し、派遣していただきました。

3日間のコースの初日は政策法務の専門家お二人の講演でした。帝京大学法学部教授の井川氏からは「地方議員と政策法務」というタイトルで、地方分権一括法制定から20年を迎えながら、地方議会ではまだまだ自分たち＝議会・議員に関する条例（定数削減など）や必要性・実効性の低い理念的な条例の提案・制定にとどまっていることを踏まえ、住民代表機能を積極的に意識した政策提言ならびに政策監視のためにも政策法務がいかに重要であるかということ、そして実際の条例制定にあたってのポイントについてのお話がありました。

特に、条例制定のポイントは「目的の明確化」「実効性の確保」「憲法の基本原理の遵守」

などの基本的かつ重要な前提から「表現の正確さと分かりやすさ」「適切な行政手法の選択・設定」「予算と条例の関係」など条文作成や成立に必要な手続き・条件などから具体的・実務的な部分に渡り、課題の解決に条例制定以外の方法がないのか、要綱や規則では駄目なのか、執行にあたっての予算や法的妥当性は確保されているか、条文の作成にあたっては誰が読んでも一つの意味になるかなど細かく解説いただけ大変勉強になりました。

もうお一人の新潟大学経済科学部教授の宍戸氏は「法制執務の基本」の講演で、地方分権改革後の地方自治体の政策法務の在り方として自主立法、自主解釈、政策提言、自主訴訟などの「攻めの法務」の必要性を前提に、法令の種類や一般原則、解釈原理、立案の要領などを具体的に指導いただきました。中でも法の一般原則である平等原則、比例原則、信義誠実の原則、権利濫用の禁止の原則は重要で、住民に何らかの義務や罰則を科す場合は特に熟慮すべき点だと思いました。

2日目は、全国からの研修参加議員 38 名が各自が予め選択していたテーマが共通する者同士で4~5名の班に分けられ、丸一日かけての条例作成演習でした。私は埼玉県熊谷市、静岡県裾野市、山口県長門市の議員との4名の班となり、事前にいただいていたいくつかの市町・区の既存の条例と前日の講話を参考に「地域支え合い活動推進条例」の作成にあたりました。各議員がそれぞれ盛り込みたい内容が違っていたため擦り合わせ・調整に時間がかかり、また、既存の条例にない独自性を出しながらテーマから逸れないようにするのも難しく、提出の締め切りである19時のぎりぎりになんとか提出しました。

内容としては、一般的な地域支え合い活動条例は主として災害時に要支援者を周囲が支えるというものであるのに対し、要支援者か否か、また平時か災害時かに関わらず、地域社会の中のつながりを存続させていくために協力し合う必要性も織り込んだものにし、人口減少・少子高齢化という課題への市民の意識づけも含みつつ、必要に応じて各種団体への個人情報提供の範囲を定めるというものにしました。

最終日は講堂で全9班が一班ずつ作成した条例を壇上にて発表、他の班からの質疑と講師からの講評が行われました。「地域支え合い活動推進条例」をテーマにしたところが私の班を含めて3班、他は「議会基本条例」「住民参加・活動推進条例」「空家等の適正管理に関する条例」を2班ずつが作成しており、各班の作った条例文はもちろん、質疑がまるで委員会審査のように鋭く、さすがに皆議員という感じでした。

私の班は私が発表の担当でしたが、個人情報の共有の範囲や定義の曖昧さなどを他の班や講師から指摘され、法的根拠や運用方法の想定が足りていなかったことを反省しましたが、そのような指摘・批評も含め、非常に有意義でした。今回の研修を今後の政策提案・議案審査に活かしてまいります。